

令和7年度第1回調布市景観審議会議事録

日 時 令和7年7月10日（木曜日）
開会 午後3時00分 閉会 午後5時00分
場 所 市長公室

議 事

- (1) 景観まちづくりの取組について
- (2) 景観計画の改定について

出席委員

- 1 条例第25条第1号委員（2名）
霜中 尚子委員，吉田 和義委員
- 2 条例第25条第2号委員（4名）
後藤 春彦委員，椎原 晶子委員，石川 初委員，上林 典子委員
- 3 条例第25条第3号委員（3名）
川又 祐一委員，菅原 大輔委員，藤山 三冬委員

○事務局（吉池課長補佐） それでは、皆様おそろいですので、ただいまから令和7年度第1回調布市景観審議会を始めさせていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

会長選出まで、進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課、吉池でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の景観審議会の進め方を説明させていただきます。

まず、委嘱式を行います。市民委員、学識経験者委員、関係団体が推薦する委員、皆様、5月31日までで任期満了となっております、新たに6月1日から2年間の任期で委嘱させていただきます。

続きまして、審議会委員の皆様の互選により、会長を選出させていただきます。その後、会長から副会長を指名させていただきます。

その後、本日の案件を報告させていただきます。

また、審議会終了後に、傍聴者がいらっしゃった場合は退出後、休憩を挟みまして、後藤先生に「景観とは何か？」のミニレクチュアをいただきたいと思っておりますので、会議の終了後も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これより委嘱式を行います。

副市長の今井から委嘱状をお渡しします。お名前を順番にお呼びいたしますので、大変恐縮ですが、自席にて御起立をお願いいたします。

（委嘱状授与）

○事務局（吉池課長補佐） どうもありがとうございました。

なお、杉山委員におかれましては、御都合により欠席される旨の御連絡をいただいておりますので、後日お渡しさせていただきます。

また、石川委員、杉山委員、上林委員を調布市景観条例第31条に定める専門部会の部会委員に委嘱させていただきます。委嘱状につきましては、机上配付させていただきます。

それでは、副市長の今井から開会の御挨拶を申し上げます。

○今井副市長 改めまして、こんにちは。副市長の今井でございます。

本日は、お忙しい中、令和7年度第1回調布市景観審議会に御出席を賜りま

して、誠にありがとうございます。

外は本当に猛暑の中でありますので、どうぞお茶も召し上がっていただきながらということで、よろしくお願いいたします。

本来であれば、市長の長友がここに出席をして皆様に委嘱状をお渡しするところではありますが、あいにく本日出席ができませんでしたので、先ほど私から委嘱状を手交させていただきました。

新たな委員２名が加わってということで、この審議会が運営されますが、どうぞよろしくお願いいたします。

御案内のとおり、調布市は都心に近い、交通至便な立地でありながら、多摩川や野川、仙川、入間川、そして、深大寺周辺、国分寺崖線等々、非常に水と緑豊かな自然に恵まれた地域であります。

その中で、調布駅前広場は来年の３月には完成をするということで、今、工事が鋭意進んでおります。

昨年の末には、調布から国領までの遊歩道も完成して、鉄道上部の敷地の整備もこれで大方完了したということで、今、新たなにぎわいも創出されて、特にお子さん連れ、家族連れのにぎわいが増えたなということを実感しております。

まだ歩いたことのない方は、ぜひ調布から国領の鉄道敷地を歩いていただくと、特色をそれぞれのゾーンで工夫した、非常にいい遊歩道が出来上がりましたので、ここも新たな魅力ある景観として創出できたなと思っております。

都市部の景観という価値が、住民の皆様にとどのように共有されるのかというのは、なかなか難しいところもあるかと思います。自然環境だけによらない、都市としての景観、いろいろな観点から、皆様方の御卓見を賜りながら、このまちの今後の発展に向けた価値向上に向けて、議論を進めていただきたいと思います。

特に景観の計画の改定ということで、つくってから１０年たって、長年かけた中心市街地の駅前広場に関連するところの整備はほぼこれで完了しますので、まちづくりも新たなフェーズに入っていきます。やはり住民生活の質の向上から、景観という観点がまたより重要さが増してくるのではないかなと思っております。

これからが調布の景観としては新たな正念場を迎えるということでもありますので、ぜひとも闊達な御意見を賜れればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐）　　ここで、委員となられた方々を紹介させていただきます。お名前を申し上げますので、一言御挨拶いただければと思います。

景観条例第25条第1項第1号、市民委員になられました霜中尚子委員、よろしくお願いいたします。

○霜中委員　　私は調布に住み始めてまだ4年でして、4歳の子どもを育てております。子育て世代として、鉄道敷地のところに新しくできた公園など、とても活用させていただいています。これからよろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐）　　ありがとうございました。同じく第1号委員になられました吉田和義委員、よろしくお願いいたします。

○吉田委員　　吉田和義でございます。調布の飛田給に住んでおります。前期に続きまして、今回が2期目となりますが、景観審議会に参加させていただくことになりました。

今お話がございましたように、親しみのある、より良い景観ができればと思っておりますので、これからの調布が少しでも良くなるように努力できればと思っていますところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐）　　ありがとうございます。続きまして、第2号の学識経験者委員になられました後藤春彦委員、よろしくお願いいたします。

○後藤委員　　後藤と申します。早稲田大学で都市計画を担当しておりますが、調布の景観審議会委員はかなり古くからやっております。今、皆さんのお手元にある資料の中で、景観基本計画というのがございますが、これが平成24年4月にできていますが、これの策定のお手伝いからお付き合いが始まったと認識しております。

これは、まだ景観法に基づく景観行政団体に調布市がなっていないときのものでありまして、これを基に、1年数か月後、景観法に基づく調布市景観計画というのが平成26年2月にできました。

今回は、これを改定しようというのが、この審議会のメインのテーマになっていると認識しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございます。同じく第2号委員になりました椎原晶子委員，よろしく願いいたします。

○椎原委員 椎原晶子でございます。後藤先生と御一緒に，調布市景観基本計画をつくるところから議論させていただいてまいりました。

景観計画を策定してから無事10年経ちまして，色彩のガイドラインですとか，屋外広告物の基準ですとか，身近な景観づくりといった冊子もできまして，様々な立場の方々が景観づくり向上に取り組めるようになってきたと存じます。また，今回，次の改定の期間に委員を務めさせていただきますこと，これからさらに市民の皆様と一緒により良い景観づくりにお役立ちできるように参加していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございます。同じく第2号委員になりました石川初委員，よろしく願いいたします。

○石川委員 石川でございます。職場は慶應義塾大学なのですが，キャンパスが藤沢キャンパスでして，私は祖父母の代から調布在住なのですが，深大寺に住んでおりまして，2時間かけて大学まで通っています。

この委員会と，それから後ほどまたお話があるかと思いますが，市民検討会のお手伝いも学生と一緒に楽しくやらせていただいております。引き続きよろしくお願いします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございます。同じく第2号委員になりました上林典子委員，よろしく願いいたします。

○上林委員 上林典子と申します。四谷で法律事務所のほうを運営しております。

主に地方自治体に関わる行政事件のほうを専門としておりますが，この調布市のより良い景観づくりに，法的な見地からお役立ちできるよう尽力したいと思いますので，何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございます。続きまして，第3号の団体推薦委員になりました川又祐一委員，よろしく願いいたします。

○川又委員 今回初めて委員にならせてもらったのですが，生まれも育ちも調布でお世話になっております。

子どもの頃から自然豊かなこの調布で育ってきていますので，少しでもお力

になればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございます。同じく第3号委員になりました菅原大輔委員，よろしくお願いいたします。

○菅原委員 菅原大輔と申します。調布富士見町に設計事務所，SUGAWARADAISUKE建築事務所というのを構えさせてもらって，1階は地域ラウンジということでFUJIMI LOUNGEというカフェ兼地域交流交通拠点ということで，調布市さんとも交通の社会実験とかをさせていただいております。調布市さんとは，まちづくりプロデューサーという立場でも御一緒させていただきました。

一方で，私は大学のほうにも行っていて，東京電機大学のほうで地域・建築デザイン研究室の准教授ということで，景観行政とかの研究も実はしているということです。

そういう意味では，今回の関係団体としての一級建築事務所としての設計者，また住人，あとは，そういう学術的な研究者として，いろいろな意見を出させていただき，少しでもお役に立てればと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございます。同じく第3号委員になりました藤山三冬委員，よろしくお願いいたします。

○藤山委員 調布まちづくりの会より推薦で参加させていただいております，藤山三冬です。

私自身は，もう三十数年，調布市に住んでおりますが，調布まちづくりの会のメンバーとして，都市計画マスタープランを最初につくった頃から，市民参加という立場で様々な調布市の計画づくりに関わらせていただいております。

現在，市民検討会のほうにも参加しながら，市民としての様々な意見を言わせていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございました。

ここで，副市長の今井におきましては，退席させていただきます。

○今井副市長 それでは，皆さん，よろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） それでは，続いて会長職の選出でございます。

調布市景観条例第27条第2項に基づき、委員の皆様の互選にて会長を選出させていただきます。皆様、いかがでしょうか。お願いします。

○石川委員　引き続き、後藤春彦委員を会長に推薦いたします。

○事務局（吉池課長補佐）　ありがとうございます。ただいま後藤委員を会長にとのお声をいただきましたが、委員の皆様、後藤委員にお願いするという事でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。後藤委員、よろしいでしょうか。

○後藤委員　了解いたしました。ありがとうございます。

○事務局（吉池課長補佐）　ありがとうございます。それでは、後藤委員、会長席にお移りいただきたいと思います。お願いいたします。

それでは、後藤会長に就任の御挨拶と副会長の指名をいただきたいと思います。後藤会長、よろしくお願いいたします。

○後藤会長　改めまして、会長に御推挙いただきまして、ありがとうございます。微力ながら、より大きな成果を生むように精進したいと思います。

私自身は、新宿区の景観審議会の会長と豊島区の景観審議会の会長を務めておりますけれども、景観というのはそれぞれの地域によって異なるということで、景観行政も20年たって、かなり地域色が出てきたなと思っております。

調布市の場合は、やはり市民の皆さんの民度が非常に高く、そうした市民がこの景観づくりを支えていると実感することが往々にしてあります。そういう意味で、このいい伝統を、ぜひ新しい景観計画にも盛り込んでいきたいなと思っております。

そうした中で、調布の1つの特徴が、小学校区を単位として景観計画をつくるということをやっているのです。これは新宿も豊島区も、あるいは他の自治体でもなかなかやっていないことなのですけれども、口を滑らしてしまうかもしれませんが、教育委員会との調整というのが結構大変なことがあって、教育委員会もきちんと1年間で生徒さんに教えることが決まっている中で、そこで景観教育と一緒にやりましょうよという呼びかけをしても、なかなかうまく接点が見いだせないこともあるわけですが、きちんとした計画をつくり、小学校区単位の計画の部分例えばコピーしていただくと、すぐ教材に使える

というようなことで、教育委員会にもアピールするようなことができるといいなと個人的には思っております。

ということで、ぜひ皆様の御協力をいただきながら進めていきたいと思しますので、何とぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、副会長の指名を景観条例第27条4項に基づいて行いたいと思います。

これまでもお願いしておりましたが、椎原委員に副会長を引き続きお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、椎原委員に副会長をお務めいただければと思います。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございます。それでは、椎原委員、副会長席へ御移動をお願いいたします。

それでは、椎原副会長に就任の御挨拶を一言いただければと思います。

○椎原副会長 副会長の御指名を賜りました椎原でございます。

先ほど申しそびれましたが、ただいま國學院大學の観光まちづくり学部という4年前に新設された学部で、学生たちと共に、観光とまちづくりを一体のものとして、地域の人の目線と外から来た方々の融和の下に動かしていくというところのスタッフをしております。

それ以前、たいとう歴史都市研究会というものもやっておりまして、大学院の学生のところから、台東区の谷中かいわいのまちづくりに市民として関わらせていただいております。

調布市のまちづくりは、後藤先生、石川先生も長く御一緒いただき、景観基本計画をつくる段階から、小学校区単位、地域の人々の暮らしの中での景観を、住生活、住むことがメインの市として長くやってこられて、市民の方の活動もとても盛んな市でいらっしゃいますので、さらにその小学校区単位、自分たちのコミュニティ単位の景観づくりというところを、うまく機能するようにしていこうという働きかけとか、あとは市民検討会での検討とか、小学校区単位でたくさんの検討を進めてきていただき、また市民の方々もそこに大きな熱意と行動を傾けていただいたと思います。

景観計画を策定して最初の１０年で、景観計画としてつくるべき様々なガイドライン、それから届出に対する規制、誘導、指導といったものは着々とおできになってこられたと思います。

これから、いよいよ、景観計画の改定に伴って、念願の小学校区単位での検討、それから市民検討会と両輪での景観づくり、市民、行政や事業者の皆様との協調体制といったものがより深く築いていけるものと存じます。

また御一緒させていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） ありがとうございました。

では、これより審議に入っていきたいと思いますが、初めに資料の確認をお願いいたします。

事前送付資料に修正がありますので、本日お配りしたものに差し替えさせていただきます。

本日、机上に配付しました資料でございますが、次第と委員名簿、その後ろにパワーポイントのホチキス留めの資料、Ａ３の資料が１枚、ホチキスでとじてある資料が２部、子ども向けアンケートの資料が４枚ございます。

そのほか、調布市景観計画や都市計画マスタープラン、ほかの冊子を配架しております。

以上の資料がお手元におそろいでしょうか。

では、進行を後藤会長、よろしくお願いいたします。

○後藤会長 それでは、会を進めてまいりたいと思います。まず、定足数につきまして事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局（吉池課長補佐） 本日の審議会ですが、欠席が１名、出席９名です。調布市景観条例第２９条に規定されております定足数に達しております。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございました。定足数に達しているということです。引き続き審議会を進めてまいりたいと思います。

審議会に先立ちまして、本日の審議会について、調布市景観条例施行規則第３７条に基づき、非公開とするべきかをお諮りしたいと思います。

本日の内容は、別紙の次第に記されているとおりでございます。非公開とす

る理由が特段ないと思われますが、公開ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

また、本日の傍聴者の定員ですが、この会場の広さを考慮して5人と定めさせていただきたいと思います。

それでは、本日の審議会は公開とし、傍聴希望者の入場を承認したいと思います。傍聴希望者につきまして、事務局より御報告をお願いします。

○事務局（吉池課長補佐） お2人傍聴希望者がいらっしゃいます。

○後藤会長 ありがとうございます。それでは傍聴希望者お2人の入場をお願いします。入室が完了するまで、しばし休憩といたします。

（傍聴者入場）

審議会に先立ちまして、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の傍聴に当たりまして、お手元の次第に記載されております「令和7年度第1回調布市景観審議会の傍聴を希望される皆さまへ」に記載されております事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事を再開したいと思います。

議事1、景観まちづくりの取組について、事務局より御説明をお願いします。

○事務局（石山主事） それでは、御説明させていただきます。配付しておりますパワーポイントの資料を御覧ください。

こちらの資料の2ページを御覧ください。議事1、景観まちづくりの取組では、令和6年度の景観法に基づく届出状況、ちょうふ景観だよりの発行、景観まちづくり市民検討会について、御報告させていただきます。

それでは、議事1、景観まちづくりの取組について御説明いたします。

4ページを御覧ください。こちらでは、景観法に基づく届出状況について御説明いたします。

この届出は、調布市景観計画にのっとり、深大寺通り周辺景観形成重点地区では、全ての建築物の建築等の行為及び開発区域の面積が500㎡以上の開発行為等について、国分寺崖線景観形成重点地区では、高さ10m以上または延べ面積500㎡以上の建築物の新築等の行為及び開発区域の面積が500㎡以上の開発行為について、4つの景観形成推進地区と一般地域については、高さ

20m以上または延べ面積3,000㎡以上の建築物の新築等の行為及び開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為等についての届出を求めているものの集計となっております。

令和6年度は、国分寺崖線景観形成重点地区の届出が一番多く11件、うち開発行為が5件となっております。次に、一般地域の届出が9件と多く、こちらは建築物の新築が5件となっております。

5ページを御覧ください。こちらは平成26年度から令和6年度までの届出件数をまとめたものです。

東京オリンピック開催前は、30件から40件の届出がありましたが、コロナ禍の令和元年から令和4年度は25件前後で推移しました。コロナ禍が落ち着いたためか、令和5年度、令和6年度は35件前後の届出がありました。

内訳といたしましては、新築の届出が増えているのではなく、マンションの大規模修繕が増えている傾向です。

6ページを御覧ください。こちらでは、市民検討会の活動記録として発行している、ちょうふ景観だよりについて御説明いたします。

ちょうふ景観だよりでは、景観まちづくり市民検討会の開催報告として、参加者が発見した魅力的な景観について掲載しています。

63号では市内を小学校区で4エリアに分けたうちの東エリア、65号では北エリア、66号では南エリアについて掲載しました。また、64号では、令和6年9月に実施した市民アンケートの結果を紹介しています。

7ページを御覧ください。次に、調布市景観まちづくり市民検討会について御説明いたします。

令和6年度からの第4期市民検討会では、「協働による身近な景観まちづくり」をテーマに、市内の各小学校区での景観的な特徴や景観資源の発掘、良好な景観としていくための提案などを参加者と共に検討しています。

8ページを御覧ください。前回の審議会以降では、第5回検討会を令和7年6月に開催し、西エリアの小学校区についての調査、検討を行いましたので、結果を御報告いたします。

9ページを御覧ください。第5回市民検討会は6月4日に開催し、当日は14名の方に参加いただきました。

初めに、石川研究室のまち歩きの結果報告をしていただき、各小学校区に分かれて、それぞれの調査結果から、景観資源図の作成、景観まちづくり方針の検討を行いました。グループワークの際は、石川研究室の学生にも参加をいただきました。

10ページを御覧ください。各小学校区の検討結果を御紹介します。

第一小学校区では、調布の顔として都市的な景観だけではなく、文化的景観、歴史的な景観を重視すべき、人々の歴史や経緯を後世に伝えられるまちづくりが必要等の意見がありました。

11ページを御覧ください。第三小学校区では、学区内、校区の中でも、エリアの特徴を踏まえたまちづくりが必要、布田崖線や府中用水、空き家などを生かした景観まちづくりができると良い等の意見がありました。

12ページを御覧ください。石原小学校区では、寺社と周辺の自然環境を維持保全する必要がある、季節ごとの魅力発信ができると良い等の意見がありました。

13ページを御覧ください。多摩川小学校区では、多摩川からの風景や工場など、歩いて初めて気づく景観が多い、歩いて回る散策コースを設定してはどうか等の意見がありました。

14ページを御覧ください。飛田給小学校区では、駅の北側と南側で大きく景観や雰囲気異なる、北側は、イベント開催時以外にもにぎわいを生む取組、南側は、多摩川の水害対策等と景観の保全を両立したまちづくりが求められる等の意見がありました。

15ページを御覧ください。令和7年度は、残り2回の検討会の開催を予定しています。

内容は、第6回は令和7年9月頃、小学校区別の検討結果の取りまとめと意見交換を予定しています。

第7回は、令和8年1月頃、いただいた意見を踏まえて修正した景観まちづくり方針（案）の共有と、身近な景観まちづくりを市民協働によって進める方法について意見交換を予定しております。

議事1、景観まちづくりに関する取組についての説明は以上です。

○後藤会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、市民検討会で取り組んでいただいている石川委員から何か補足がありましたらお願いします。

○石川委員 ありがとうございます。これ、集まって話をするたびに、いろいろとユニークな意見が出てきて、小学校区で分けるというのはなかなか面白いやり方だなというのを毎度感じています。

市民の方が手分けして見に行っているのですけれども、開催に合わせて、研究室の学生があらかじめその当該エリアのまち歩きをして、そこで感じたことをまとめて市民検討会で一緒に発表するみたいなことをやっていて、そうすると、学生なので遠慮がないといいますか、例えば飛田給の辺りを見に行ったときに、味の素スタジアムの周りの景観が、シンガポールに似ていると言い始めた学生がいて、シンガポールに似ている景観とは何かみたいな話で、市民の間でもちょっと議論が盛り上がるみたいなことがあって、なかなかこのやり方は面白いなと思っています。

本当はもう少し話を聞けばいいかなと思うのは、そこに住んでいる人たちがどう思っているのかですね。お集まりいただいている市民の方は、割と熱心な方がまち歩きをされて、景観の様々な特徴を捉えてこられるので、それはそれでとてもいいと思うのですけれども、そこに長く住んでおられる方がその地域をどのようにお考えなのか、これから何を受け継いでいけばいいと思っているのかみたいなことを聞く機会をつくれると、なおいいのではないかと考えております。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。それでは、議事1、景観まちづくりの取組について何か御質問、御意見あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○上林委員 形式的なところで申し訳ないのですけれども、4ページと5ページのところです。5ページの令和6年度の届出状況と、4ページのところでちょっと数字が異なっているので、これはどちらが正しいのか。4ページのほうがあれなのか。

○吉池課長補佐 注釈がついておらず申し訳ありません。4ページだと合計件数39件、5ページですと令和6年度は32件となっております。これは理

由がございまして、4 ページで、例えば開発行為のところを見ていただくと、国分寺崖線の重点地区の届出が5 件あったと。そのうち1 件については、農の景観形成推進地区にもかかっている部分でして、届出自体は5 件なのですが、地区別にすると合計6 件ということで、そういった数え方をしております。なので、4 ページのほうが合計数が多いという状況になっております。

以上です。

○上林委員 では、色彩変更のところの6 件と5 件というのも、その他の修繕というところも、今おっしゃっていただいたような理由から、数え方が違うということなのですか。

○吉池課長補佐 そうです。2 つの地区に位置づけられている場所で届出が出てきた場合に、4 ページのほうは2 つで数えているということで、数が増えています。

○上林委員 地区ごとにしているから、またがって累計で数えているということなのですか。

○吉池課長補佐 そうです。4 ページはそういう数え方をしています。

○後藤会長 何かうまいそろえ方はないかな。5 ページは件数で、4 ページは地区数なのだね。だから、1 件だけれども、2 地区と、先ほど説明いただいたような数え方をしてしまうのだろうけれども。

○寺田担当課長 どちらが主ということではないのですけれども、例えば、重なっている部分については、括弧書きみたいな形で件数に入れないとか。

○後藤会長 欄外に注釈をつけるという手もちろんありますよね。

これは何かで公表されるのですか。されるのでしょうかけれども、公表の仕方はどうなるのだろう。

○吉池課長補佐 この表自体を公表ということはございません。市の作成している事務報告書などで件数自体は出しているのですが、ここまで細かい数字にはなっていません。

○上林委員 これはあくまで景観審議会用ということなのですか。

○吉池課長補佐 そうです。

○寺田担当課長 どういう区域で届出が出ているかというのをお分かりいただくための資料として、1 か所で両方の区域にまたがっているものについては、

それぞれ1件を2件という数え方で、今、数字としては出させていただいています。

○後藤会長　これまでも毎年毎年お示しいただいていたような気がするのだけれども、同じ集計のやり方だったのですか。

○椎原委員　重なっているものについて、米印とかをつけて、そうすると米印のものは他地区にまたがるもので1件だけれども、2地区にカウントしているみたいなことを欄外に書いて、それが39引く32ですから、多分7件はまたがっているので、7つアスタリスクがあれば、差が合理的に。

○後藤会長　そうですね。少なくとも説明がつくように工夫をしていただければというのと、4ページ目のほうの表は、地区数なのに、小計のところに御丁寧に「(件)」と書いてあるから、そこも修正されたほうがいいかもしれないですね。ありがとうございます。

○石川委員　またがりがちなのは、どこが多いのですか。

○吉池課長補佐　今、詳細の届出の内容まで把握しておりませんが、4ページ、5ページを比べると、国分寺崖線重点地区がまたがりがちかなと思います。

○後藤会長　この計画でいうと、22ページ、23ページに、2つの景観形成重点地区と、4つの景観形成推進地区が書かれているけれども、確にかぶっているね。特に農と国分寺はかなりの面積でかぶっている。そういうことなのだね。

正確に表記はされているのだろうけれども、正確に理解しにくいので、その工夫をぜひお願いできればと思います。

○寺田担当課長　改めて修正させていただきます。

○後藤会長　今の図の上にプロットしてくれたほうが分かりやすい。そうすると、この辺で何か大きな動きがありそうだなというのが見えてくるから、数字よりも空間を示してくれたほうが良くて、数字は経年の差異を見たいので、5ページみたいな示し方にするとかね。だから、4ページは図上にプロットしてくれたほうが分かりやすい。

ありがとうございます。では、来年そういうものが出てくることを期待しましょう。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。どうぞ。

○菅原委員　　今、届出の詳細は分からないとおっしゃっていましたが、国分寺崖線で開発が5と一番大きい数字なので、どんな用途になっているのか、住宅地開発なのか、商業系なのか、ちょっと分かりませんが、その辺がもしお分かりであればお伺いできればと思いますが、分からなければ大丈夫です。ちょっと気になったので。開発なので、それなりに広いから。

○事務局（石山主事）　　主なのは、住宅を分譲するに当たっての開発行為が多い印象です。

○後藤会長　　マンションではなくて、戸建分譲住宅地の開発ですね。

○事務局（石山主事）　　そうです。

○後藤会長　　ちょっとひな壇状にしたりね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、議事1は以上とさせていただきます。

続いて、議事2、景観計画の改定について事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（小笠原主任）　　それでは、景観計画の改定について御説明させていただきます。

今回、内容としては大きく2点御説明させていただきます。1点目が、令和6年度の第3回景観審議会からの継続となります、素案の作成に向けた考え方を取りまとめる中間取りまとめについてとなります。2点目が、その中間取りまとめを踏まえてつくります、景観計画素案のたたき台についてでございます。

まず1点目、中間取りまとめについてです。

資料については、A3の資料と、冊子のものをお配りしておりますけれども、本日につきましては、A3の概要版を用いて御説明をさせていただきます。

令和6年度第3回の審議会においていただいた御意見を踏まえまして、主に修正した点について御説明をさせていただきます。

昨年度第3回の審議会におきましては、計画改定のポイントを7つの視点に整理して御説明をさせていただきました。今回、最終案ということで、前回の7つの視点に、視点8を加えてお示しをしております。

前回からの主な変更点なのですが、視点1、視点7、視点8になります。

まず、資料、上の真ん中、視点1についてです。

視点1は、より幅広く景観まちづくりへの理解を示すための構成を目指しまして、3部構成といたしました。第Ⅰ部が共通パート、景観のことや、調布市の景観の概要が分かるもの。第Ⅱ部が市民向けパート、身近な景観の資源を知りたい方や、景観のことに取り組みたい方に向けたもの。第Ⅲ部が事業者等に向けた届出や景観制度の詳細のものとなります。どの部が誰向けで、何を知ることができるかといったところを明確にすることで、分かりやすくすることを目途としております。

資料、右の真ん中ちょっと下なのですけれども、視点7についてです。視点7は、小学校区単位で示しております景観まちづくりの方針について、現在行っている市民検討会ですとか、小・中学生アンケートを基に、その地域にどのような景観資源があるかを地域や事業者等と共有しまして、景観まちづくりを進めていくための資料として、あくまで現段階のイメージではあるのですが、この右側の図のような景観資源図を作成していきたいと考えております。この景観資源図につきましては、将来的には学習教材として、小・中学校に提供できるようなものを目指したいと考えております。

最後に、その下、視点8、計画のデザインについてです。今回の計画改定については、景観への理解促進というのが1つのテーマになりますので、計画のデザインについて、事業者だけでなく、広く市民や関係団体、子ども等の手に取りやすさに配慮したものとしたいという考えから、視点として独立させております。

これらの視点を持って計画改定に臨むため、中間取りまとめとしては、これで確定とさせていただければと思っております。

続きまして、大きなまとまりの2点目、景観計画素案（たたき台）についてでございます。

冊子の資料、景観計画素案（たたき台）を用いて説明をさせていただきます。

中間取りまとめにおける改定の視点を踏まえまして、そこから計画にどうつながるのか、それをイメージしていただくためのものになっております。そのため、文言や内容については調整中のところが多々ありますけれども、先ほどの視点1ですとか視点8をイメージしていただいて、全体を見ていただければと思

っております。

まず、2枚めくっていただきまして、目次になります。この目次のところに、中間取りまとめでの視点1から8が、共通、市民、事業者向けの3部構成において、どこにどのように関わっているかといったところを記載させていただいております。

ただ、この注記については、現状、審議会用のものとして考えておりますので、実際発行される際には、ここは消えるということになります。

そのため、この計画の構成がどのようなになっているかというのを示すために、めくっていただきまして、次のページを御覧ください。Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部の構成はこのような形でというのを示させていただいております。

左上の説明にあるのですけれども、本計画は、計画の全体像や基本目標、方針などを示した第Ⅰ部、総論と、市民と行政の協働による景観まちづくりを示した第Ⅱ部、景観まちづくり編と、届出制度や手続について示した第Ⅲ部、手続き・事業編から構成しております。

黄色の枠の下、第Ⅰ部、総論についてですけれども、こちらが計画の全体像や、市内の景観特性や課題、景観まちづくりの基本目標、方針などを示しております。

右ページに移りまして、第Ⅱ部、景観まちづくり編ですけれども、市域を小学校区、景観計画の区域に分けまして、各地域の特徴や景観まちづくりの方針を示しています。協働による景観まちづくりの取組方法や手法を示しています。

そして、下の水色、第Ⅲ部、手続き・事業編です。景観条例に基づく届出の制度や手続、景観形成基準等について示しております。市内の良好な景観を形成するために必要な事項や、新たな景観形成要素への対応、景観資源の指定や維持保全の方針を示しています。

こういったそれぞれの部の説明を書いております。こちらをよりブラッシュアップしながら、分かりやすい構成としたいと思っております。

続いて、めくっていただきまして、黄色いページが出てきましたが、ここが1ページ目の第Ⅰ部の始まりになります。

もう一回めくっていただきまして、まず第1章、1－1．景観とはといったところから始まります。

そして、右側につきましては、1－2．景観計画改定の背景と目的の記載。
そして、まためくっていただきまして、4ページには、計画づくりの主体、その下、1－3．に景観計画の位置づけを記載しています。

またおめくりいただきまして、6ページから、第2章、景観の特性と課題になります。ここでは、17ページまでちょっとばらばらとめくっていただきたいのですが、調布市の地形変化や街道、歴史、住宅地といった、調布市の景観を形づくる要素をできるだけイメージ化して掲載して、調布市の景観的な概要が分かるようにしたいと思っております。

17ページまで行っていただきまして、めくっていただいて、18ページ、19ページです。18ページ、19ページは、今の計画から継承しております、「人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布」の基本目標と、右側に5つの基本方針を継続して掲載しております。

めくっていただきまして、20ページになります。この20ページからは、調布市の景観的な区分の概要を掲載しております。また、めくっていただいて、右側23ページ、こちらには景観誘導の概要というのを掲載しております。

ここまでの第1部、共通部分、総論になっております。

まためくっていただきまして、25ページからが、市民向けの第Ⅱ部となります。ここでは、身近な地域の景観資源ですとか、景観の取組を始めていただく方に向けた情報というのを掲載しております。

おめくりいただきまして、26ページからになります。第4章ですが、小学校区に根差した景観まちづくりに関する説明を掲載しております。

特に、2つめくっていただいた30ページ、31ページが、身近な景観資源の集約となっております。景観を身近に感じていただく肝の1つになると考えております。

現在はモデルとして滝坂小学校区1つのみとなっておりますけれども、本日これに対して御意見をいただきまして、その上で20校分の作成というところに進ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

めくっていただきまして、32ページの第5章になります。第Ⅰ部で紹介しました景観区分のもう一步詳しい情報として、一般、水、道、駅、農といった景観の区分ごとに見た景観形成の目標や、景観方針を新たに掲載することによ

りまして、小学校区とは違ったまとまりというのは、こういった特性があるのかといったことを示す内容になっております。こちらが46ページまで続いております。

46ページまで行きましたら、また1つめくっていただきまして、48ページからが重点地区に関する情報を掲載しております。

48ページ、49ページが深大寺通り周辺の景観形成について、めくっていただいた50ページ、51ページが国分寺崖線の景観形成についての取りまとめとなっております。

まためくっていただきまして、52ページ、ここからが第6章になります。第6章、協働による景観まちづくりについてです。ここは特に、これから取り組みたいという方向けの情報になってまいります。

まず、景観に関する主体、役割が下にございまして、右側には、その条例ですとか法体系、施策体系の記載。

めくっていただいて、54ページには、参加ができる市の取組の紹介、そして、右に移ると、55ページの上のほうでは、この景観審議会ですとか景観アドバイザーの紹介、真ん中に行きますと、市民検討会の紹介などを行っております。

まためくっていただきますと、図が出てきまして、ここまでの情報をフローでまとめたものとなります。

さらにめくっていただきまして、58ページ、59ページにつきましては、景観の制度ではないけれども、景観に関連する制度というのを一覧にして紹介してございます。

もう一つめくっていただきますと、ここが第Ⅱ部の最後で、景観計画の見直しと拡充というのを掲載しております。

ここまでが、身近な市の景観について知りたい、あるいは取り組みたいという方に向けた第Ⅱ部といったところになります。

右側、水色のところからが第Ⅲ部になります。ここは、主に届出に係る景観形成基準等の掲載になります。

ここは、事務局としても、事業者の届出に関する問合せ案内などにも使いたいという想定でおりますので、ここまでの10年の届出制度の蓄積の中で、分

かりやすく変えていきたい部分ということでございます。ただ、現在、内容を調整中でございますので、詳細については次回お示しをできればと思っております。

すみません。ページを飛びまして、92ページになります。第9章、良好な景観形成に必要な事項ということで、こちらにプロジェクションマッピングですとか、デジタルサイネージ等を含む広告、めくっていただきまして、右側に夜間景観について、そして、まためくっていただいて、96、97ページですけれども、ここは道路に係る無電柱化ですとか街路樹の考え方を取りまとめて掲載しております。

そして、最後です。めくっていただいて98ページをお開けください。こちら、第10章につきましては、重要な景観資源等の指定の方針ということで、現在、景観の重要な公共施設として、計画当初から、甲州街道、多摩川、神代植物公園というのを指定しておりますけれども、この具体的な追加方法ですとか追加に係る基準などについて、第10章において定めていければと考えております。すみません、内容についてはまだ調整中でございます。

計画のたたき台につきましては以上になります。

最後に、事前説明の際に御説明をさせていただいていたのですけれども、小学校区単位での景観資源の取りまとめというのを計画に反映していきたいということで、小学5年生と中学2年生のアンケート調査を、今配付させていただいている資料の形で、各学校に依頼させていただいております。この結果につきましては、またこの場で御報告をさせていただきたいと思っております。

今回の第2回につきましては、この計画の素案（たたき台）を、素案の案という形でお示しする予定になっております。なので、今後、より分かりやすく、理解を促進しやすい計画とするために、今回はほぼイメージの段階ではあるのですけれども、御意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明については以上です。

○**後藤会長** ありがとうございます。景観計画の改定について、方針と骨格をお示しいただいたというように認識しました。

委員の皆様から御質問、御意見いただければ幸いです。いかがでしょうか。

藤山委員，どうぞ。

○藤山委員　　2点，質問させていただきます。

1点目は，令和5年に策定された都市計画マスタープランの改定版の変更に伴って，この景観計画でも合わせて変更している点があるのかどうかということです。

事前説明でもちょっと御意見させていただいたのですが，都市マスなどの中で新しく重要なゾーンとかで示されたところに対して，どのように景観計画で誘導していくのかという部分が，ちょっとお聞きしたいということ。特に，調布駅から南北方向，深大寺のほうと多摩川のほうに延びる二重の緑の連結軸というのがありますが，こういったものに対して景観計画としてのフォローがあるのかどうかということが，1点，知りたいところです。

というのも，例えば，今，駅周辺のところでいいますと，地下化になって公園が整備されましたけれども，公園が整備された周辺のところというのは，民地がいきなり表に出てきているという状況になっている。

それとか，蓮慶寺通りは今，造成をしている途中ですけれども，そこも，その道路を造っていく途中で，今まで住宅地の中にあったところが急に表側に出てきて，例えばマンションとかアパートとかの裏側が急に表に出てくるような，特に通りは，できたときに，そこに面した部分というのが，その通りの造成に合わせてルールづくりをしていかないと，まち並みとして，新たにつくり出すということにつながっていかないのではないかとこのところがあるので，計画があるところに対しての景観的な役割というものもあるのではないかなというところは，ちょっと気になるというのが1点です。

それと，もう一点，これもちょっとお聞きしたいのは，この一番最後の10章のところに重要な景観資源等の指定方針というのがあって，今段階は前回と同じで，甲州街道，多摩川，神代植物公園のみの案にまだなっておりますけれども，この景観資源等の指定について，今後どのように増やすのか，あるいは検討のプロセスというのをどのようにお考えになっているか，どういう御予定があるのかというのが知りたいなと。

このままだと，前の基本計画のときと内容的にはあまり変わらないという話になってしまうのかなと思うので，そこもお聞きしたいと思います。

○後藤会長 2点御質問ございました。よろしくお願いします。

○寺田担当課長 まず、都市計画マスタープランで変更になっている部分が、農の景観形成推進地区というところで、深大寺の北部地域というところが、都市計画マスタープラン上でも新たな農の景観を推進していく地区として、緑のマスタープランみたいなどころにはもともとあった内容ですけれども、そこを整合を取って、都市計画マスタープランでも、この場所を地区として出させていただいているという内容になっています。

○藤山委員 景観計画でも網を変えたという。

○寺田担当課長 はい。今回、景観計画上においても、新たにその場所を追加していくという方針にしています。

全体的な話として、調布駅が中心拠点ということで位置づけが変わったという状況がありますので、こちらについてもエリアを拡大させていただきまして、さらには、その調布駅については特出しをして、方針、考え方みたいなものをまずは出していきたいという内容が、都市計画マスタープラン上での変更点ということになります。

そのほか、今回の検討に当たっては、都市計画道路のお話を先ほどいただきましたけれども、都市計画道路の道の景観形成推進地区をどのように指定していいかというのは、これまで検討させていただいた状況なのですが、先ほどおっしゃっていたとおりに、確かに都市計画道路ができると、そこに面する土地が急に出てきて、その土地がむき出しになるという言い方がいいか分からないのですけれども、そういう場合はあると思っています。

ただ、その都市計画道路を造った後に、その部分がどのように変わっていくかという内容になってきますので、今回の視点としては、まずはその都市計画道路が今できている状況の中で、その部分については、これがちょうどスタジアム通り、飛田給の駅のところから南側と北側の部分については、もう既に道路があるという状況ですので、指定していいという状況になっています。

そのほかにも幾つか路線として、調布市域から他の自治体、例えば三鷹ですとか、世田谷ですとか、そういうところに抜けていく道についても、いつの段階で指定すべきかというようなことを検討した状況があるのですけれども、今回については、もともと道があるところに誘導をかけていくというのも、景観

の話として、もともと道がなかったところに、いきなり確かに出てくるのですが、ではその景観をどのように誘導するかというイメージが、道路がなかったところについては、まず指導、どのように規制、誘導をかけていくかというのは、なかなか難しい状況がありますので、ここについては、都市計画道路の担当の方にもお話を聞きながら、ちょっとタイミングを見て、新たにそういう道の景観形成を、エリアを追加するということは、随時やっていく話なのかなと思っていますので、このタイミングの改定の中では、取りあえず今回のお示ししている内容で改定をしたいという状況です。

○藤山委員 随時というのは、どういうタイミングでしょうか。例えば事業認可されて、もう工事が始まるという段階ではかけないと、大きな開発が起こりがちなところで、協議が全くできる俎上にのってこないというようなことになると、せっかくのチャンスなのに、何の手だてもできないという話になるのではないかとこのところがちょっと気になります。

○寺田担当課長 そこは私どもも認識をしているところでありますので、都市計画道路の事業担当ともタイミングを見計らって話を聞くような形は今後検討していきたいと思っています。

今の話の続きになりますが、緑の連結軸についても、都市計画道路が入っているという状況の中で、今その形がないという状況で、これもどのタイミングかというところで、今回はまだ載せてはいないですけれども、少なくとも景観関連の方針図として都市計画マスタープランに位置づけたものになりますので、これも、いずれのタイミングで方針を出すというような形は考えていきたいと思っています。

○藤山委員 そうすると、景観計画の見直しをしなくても、随時追加は今後されていくということなのですか。

○寺田担当課長 エリアとしての考え方になると思うのですが、景観計画でそれぞれ違う場所を、大ままとまりとしてこういうものというのを、今、書けるかというのは、なかなか難しいのかなと思っています。そこは入れるタイミングで、どういう形で載せたらいいのかというのを検討させていただきながら、追加していけばと思っていまして、今の考えとしてはそういった状況です。

あと、10章のお話ですが、今回、この景観計画の改定に当たりまして、昨年度、皆様に御報告をさせていただいておりますけれども、市民アンケートを行っておりまして、その中でも、こういう景観がいいよねというアンケートを取らせていただいていますし、その前の、都市計画マスタープランの中でも、景観に関する内容として、どういうところがというのはアンケートを取らせていただいています。

そのアンケートだけで、ではどこがというのを行政だけで決めていいかというのは、なかなか難しいかなと思っているので、まずはその出てきたものを抽出させていただきつつ、これとこれでどうでしょうかという、また再度、新たに市民向けのアンケートをさせていただきつつ、新たな追加を検討していけたらというところで、そのプロセスにもう少し時間がかかると思っているので、今回のタイミングでは、そこまで、新たなものを載せるということには至れないかなと思っているのですけれども、先ほど来、随時改定も考えていますというところの中で、その内容についても検討ができれば、入れていくというようなイメージを今持っています。

○藤山委員 ありがとうございます。できれば、そういうスケジュール感みたいなものを載せていただくなり、何かやりますということがはっきり目に見えるようにしていただいたほうがいいのか。さっきのマスタープランとの関係の話もそうなのですから、していただけるとうれしいかなと思います。

○寺田担当課長 ありがとうございます。

○後藤会長 今の御質問で私もちょっと気がついたのでけれども、都市マスはターゲットイヤーを2042年と設定していますよね。計画期間を明示しているのだけれども、今回の景観計画は計画期間が示されていない。それはどう考えればいいですか。

○寺田担当課長 もともとこの景観計画を策定した際にも、特に年次を設けている計画ではなかったというところで、それが目標を持ってどこまでに、この景観をここでするというものでもないのかなという認識の下で、今回も特に年次を設けているという状況ではないです。

○後藤会長 ただ、計画策定から10年を経過し、云々の変化を踏まえ積極

的に取り組んでいくため、改定しますとなっているから、例えば10年なら10年を1つのスパンで、改定するかどうかを見直したいなことが、何かやはり節目を持っておいたほうが良いような気がするし、そのときに、今、都市計画マスタープランのことを御指摘いただいたけれども、そのほかにいろいろな計画があるわけではないですか。市の総合計画もあるでしょうし、緑の基本計画、環境基本計画、総合交通計画とかいろいろある。

そうしたものの絡みの中で、時間軸上で、どこで何みたいなの、他の計画との整合が図れているかどうかをチェックしていくような、何かそういう時間軸が必要なのではないかなというのが1章で、景観計画の位置づけ、1－3のようなところで、図は書かれているのだけれども、時間軸上でそういうこの計画の位置づけをするということを明示されたほうが、より丁寧になるかなと思いました。

それから、都市マスタープランの53ページに、さっきの表が載っているのだよね。景観法に基づく届出情報と。公開しませんと言っていたけれども。これはダブルカウントしている表ですよ。違うかな。開発行為と農の景観形成推進地区がダブルカウントされているのではないの。

これは、やはり注書きがないと、独り歩きするのは危ないですよ。だから、今度の改定するときには気をつけましょうというのを、担当の方に言っておいていただいたほうが良いと思います。それは御指摘です。

ほかにいかがでしょうか。菅原委員。

○菅原委員　大きく、視点1と視点8についてお伺いしたいと思っています。

視点1について、広く知られるために、共通、市民向け、事業者向けと分けられたのは、どこを読めばいいか分かるので、非常に分かりやすいのではないかなと思っていますが、聞き間違いかもしれないけれども、先ほどこちらで御説明のときに、この辺の図は外してしまうみたいな話を聞きましたが、要は、共通、市民向け、事業者向けのⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部という、本書の構成みたいなものが残るのか残らないのか。私の意思としては、残ると読みやすいだろうなと思ったのですけれども、その辺の御説明は中に入ると考えていいのでしょうか。

○後藤会長　どうぞ。

○寺田担当課長　この中身については、残させていただきます。

○後藤会長　取るとおっしゃったのは、目次の前の８つの視点は本編を印刷するときには取りますと。

○寺田担当課長　そうですね。目次の前の、補足するための部分を取らせていただくと。

○菅原委員　Ⅰ，Ⅱ，Ⅲの位置づけみたいなのは、しっかり記載されると。ありがとうございます。

あと、視点８についてです。ラフなプランを拝見しました。何となく気づいた点を３つぐらい申し上げると、例えば８ページ目、地図と説明と写真が載っているのですけれども、先ほどの話にも出ていましたが、場所とひもづけてこの写真を見られたら、本当は分かりやすいのだろうなと思いました。

例えば②は、いろいろなところに飛んでいらっしゃると思うので、結構難しいと思うのですけれども、できるだけ位置と情報と写真が関連すると、この図だけではないですが、基本的に見やすいのではないかなと思いました。

あと、３０ページを見ていて思ったところは、事前説明でもちょっと申し上げましたが、やはり写真と図が大きいほうが見やすいだろう、イメージしやすいだろうと。景観は、どちらかという、ビジュアルでもイメージする必要があるものなので、そのときの写真と絵の質、特に写真の質は結構重要で、こちらのＡ３のほうに他自治体の事例も出されていますし、私も事前の説明では私が作成したものもちょっとお見せしたかと思いますが、やはりきれいなビジュアルというのは非常に重要な冊子になるのではないかなと思ったので、写真と図を慎重に見ていただくといいのではないかなと思いました。

そういう意味でいうと、４８ページにある写真は、解像度はちょっと低いですが、ビジュアル的には非常にいろいろな方に読んでいただきやすそうな構成だなと思っています。これぐらいの雰囲気感になると、本当はいいのかなと思いました。

あと、ちょっと気になっているのが、写真と文字、文面の整合性が合ってくるといいなと思っていて、例えば５５ページ、まちづくり市民検討会の写真は、検討会で歩かれている写真ということなのですか。

○寺田担当課長　はい。

○菅原委員　ほかのページを見ていると、あまり関係ない写真がぼんと置か

れている印象があるので、記載している情報とそこのキービジュアルとなる写真の整合性、伝えたい情報の整合性をかなり慎重に選ばれると、いい紙面になるのではないかなと思いました。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。何か。

○寺田担当課長 今いろいろアドバイスいただいた内容については、取り入れさせていただきたいと思っています。

先ほど30ページ、31ページの部分で、今回、滝坂小学校のものを出させていたいただいているのですけれども、例えば31ページの右下の、先ほど来、お話をさせていただいています景観資源図については、もっと大きくしたほうが良いという考え方もあると思いますので、例えばA3で折り込みにするとか、そういったことも含めて、今後もちよつとビジュアル的な御相談をさせていただきたいと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

○菅原委員 ちなみに、30ページの写真がちょつと良くないなと思っていて、写真も結構重要なと。

○寺田担当課長 写真のよしあしというか、例えばどういうイメージなのかを教えていただけると。

○菅原委員 色がちょつとくすんでいたり、水平垂直が、全部出る必要はないのですけれども、何となく、スナップ的に何気なく撮った写真のように私には、ちょつと主観ぽいのですけれども、見て、例えば駅前としての風格があるとか、せんがわ劇場も、安藤さんの建築物とその前にある植栽の連続した景観が美しくイメージできるような写真では今ないと思うので、そういうことは重要なかなと思いました。

○寺田担当課長 ありがとうございます。今、どういう写真があるかも含めて、見させていただければと思いますけれども、

○菅原委員 大変なのは分かっているので。

○寺田担当課長 また必要があれば撮りに行きたいと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。この視点8の表記の仕方はあまりよくなくて、「計画のデザインについて」って、何のことをいっているか分からないので、正確に言うとな「計画図書のビジュアルデザインについて」ですね。プ

ランニングのデザインって何だろうという。

ほかにいかがでしょうか。石川委員，どうぞ。

○石川委員 以前の景観基本計画の57ページにある市民の役割で，市民一人一人が日常の暮らしの中の身近な生活景の育成などから，みたいなことがあるではないですか。

今回，例えば56ページとかは，制度の構造を示されているのですけれども，以前の，生活景を，一人一人の市民が暮らしの中で景観をつくっていくみたいなのは，今回，どの辺に反映されているというか，継承されていますか。

○寺田担当課長 今，完全にたたき台の状況で，それがどこにというのは，ちょっとお示しはできないのですけれども，確におっしゃるとおり，もともとの考え方の重要な部分でもありますので，これはしっかりどこかに表現したいと思います。

以上です。

○石川委員 市民検討会の成果の反映とかがあるではないですか。この間，事前の説明のときに，あれだけ生き生き盛り上がっていたのが，ちょっと味のないというか，ドライな感じになってしまうのは残念だねという話が出ましたけれども，実際に生活している人が景観をつくっているということや，その中で，そこに暮らしている人が，自分たちの暮らし自身を景観として発見していくみたいなことが伝わると思うのです。

○寺田担当課長 ありがとうございます。今回，小・中学生向けアンケートをさせていただく中で，めくっていただいて内側の3番目の質問で，あなたの家の近くで好きな景観という内容で，ほかの人にも見てほしい場所，どんなところがありますかということを聞こうと思ってしまして，この中で，近くに住まわれているお子さんが，どんなイメージを持っているのかというのが出てくれば，ありがたいかなと思っています。

今後，市民検討会でも，今回のアンケートの結果で出てきた内容をもう一度確認していただく場面があってもいいのかなということも今考えている状況ですので，また市民検討会でのやり方というか，アンケートの結果も取り入れるような考え方ですとか，そういうこともちょっと相談させていただきながら，実際に，今回，子どもということになってしまいますけれども，まずは小・中

学生が住んでいる中で、こういうところがいいなと思っているところも、皆さんに知っていただく場面をつくればと思っていますので、そこは何かしら今後、さらに、いろいろな人に知っていただく場面がつくれたらなと思っています。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。椎原委員，どうぞ。

○椎原委員 視点と章の関係が大変見やすく，市民の方が見るとき，事業者の方が見るとき，ここを見るというのを分かりやすくしていただいたのは，とても良いなと思うのです。でも，そうすると，また少し欲が出てきて，やはりすごく立派にできている分，ここを見たら，こっちのまちはここがいいところだと書いてあると，もう既に立派にできているなという感じがするのですけれども，日々，これを読んだ人が，子どもであったり，おばあちゃんであったり，いろいろな方が，もっといいところがあるよとか，ここが心配だよとか，書き込んで，自分で景観マップを作っていくきっかけにもなるといいなと思っています。例えば別冊付録みたいな感じで地区別白図とか，こんなものを書き込んでみようみたいな，シールまでいかなくても，凡例集みたいものがついていて，それを書いて出してくれたら，次のあれに反映できますとか，あと学校で配るとか，自分が書けるというものが何かあるといいのかなと思いました。

今，学生とも，地域の魅力を発見するとかそういう授業をやるのですけれども，今どきの学生さんも，いろいろ検索とかA Iとかいっぱいあるので，こういうものがありましたとか既存のものを調べてくるのは，便利になっているのでみんなできるようになっているのですが，自分の足で歩いて，自分でプロットして，オリジナルの地図を作るとか，そういうのをもっとやっていいのだというか，気軽にできるような機会があると，景観づくりは，行政や先生，市民の代表の方が，これがすばらしいと言ったものを，そうなんだと見るだけではなくて，自分たちが，こんなのがありましたと持ってきてくれるような，市民検討会はもちろんそういう場ですけれども，一般の方がアクセスしやすいきっかけがあると良いかなと思います。

ほかの自治体でもそういうものを用意している例はあまり聞かないのですけ

れども、景観発見キットみたいなものがあったとしても良いかなと、勝手に思っております。

○寺田担当課長 ありがとうございました。先ほど、景観資源図の話として、将来的にというか、次年度以降、できれば、小・中学生の学習教材として使えるようなものをここでつくらせていただきつつ、その教材として、今つくっているものを、学習として使えるような冊子も作れたらというイメージは持っていて、なかなか予算の関係で、要望はしていくので、できれば委員の皆様からも後押しをしていただけるとありがたいと思っています。

○椎原委員 ありがとうございます。ぜひ市民の皆さんからもそういう声が出ると動きやすいかもしれないですので、ここで議論しつつも、まちのほうからもそのお声が上がってくるとありがたいかなと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 吉田でございます。今のアンケートですね。子どもたち、中学生も含めましての意見を集約していただけるというのは大変良いことではないかと思いました。

どんな意見が出るかは分かりませんが、中には子どもらしいというか、大人が気がつかないような意見もあるかもしれませんので、それが景観計画ですとか、あるいは各学校区ごとの話合いに生かされるといいかなと思っておりますので、ぜひ集約していただいて、これからの議論の基になればと思っております。それが1つでございます。

もう一つは、今、教材という話がございまして、これも大変素晴らしいことだと思いました。教材を作るというのは、今までですと紙ベースのものが、教科書の副読本のようなものが中心でしたけれども、今、メディアの時代でございまして、子どもたちも1人1台メディアを持っておりますので、データベースのようなものを整理していただいて、子どもたちがそこにアクセスすれば、教材をみんなが見られるとか、あるいは先生があらかじめ見ておいて、学習に役立てるというようになるかと思っておりますので、そのような活用の仕方も考えていただけるといいのかなと思いました。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。冒頭、私がカラーコピーでもしてと言ったのだけれども、それはかなり古いメディアで、確かに、今、子どもたちはそうした新しいツールを自由自在に使いこなしているのです、そこに対してコンテンツの提供をしていくというのが重要でしょうね。どうぞ。

○寺田担当課長 ありがとうございます。先ほど議題1の中の一番最後のところで、市民検討会の今後の予定ということで、第6回、第7回、9月、1月と2回という出し方を今させていただいているのですけれども、今回のアンケートの内容も含めて、市民検討会の皆さんにも知っていただく場面でしたり、それを基にまた資源図に落とし込むという作業もあっていいのかなと思っていますので、少し回数を増やす、例えば第6回と、直近ですぐ第7回をやったとか、そういったことも含めて、皆さんに知っていただく場面をつくっていきたいと思っていますので、そこはまた石川先生にぜひ御協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川委員 景観資源展とかやってもいいかもしれないですね。

○寺田担当課長 その辺りもまた細かい御相談をさせていただければと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。霜中委員、いかがですか。

○霜中委員 ありがとうございます。一住民としては、子どももまだ小さいので、これから小学校に入っていくのかと思うと、こういう協働して景観をつくっていくという視点をお持ちなのは、すごくありがたいことだなと思って拝見しています。

これから景観資源を、こういうのがあるよというのを記載していただくのはとてもありがたいことなのですけれども、どうなっていくのだろうと。誰かがやってくれると思うよりは、関わったらつくっていけるのだと思えるように、この冊子を見てわくわくするというだけではなくと思うのですけれども、そのきっかけになればいいなと思っていました。

お花を植える取組であるとか、そういうのがあるよと書いてはあるのですけれども、どうやったら参加できるのだろうというのが、ちょっとここだけでは分からなかったのです、参加の入り口、先ほどマップとかもありましたけれども、もうちょっと分かりやすいと良いなと思いました。

○後藤会長 ありがとうございます。どうぞ、お願いします。

○寺田担当課長 花いっぱい運動につきましては、市の緑と公園課というところが所管しているのですけれども、今、97か所で77団体が活動していて、どこで活動しているかという図面も、ホームページで今出しているという状況がありますので、その紹介の仕方も、景観計画でどこまでというのはあるのですけれども、今いただいた視点も踏まえて、少しまた肉づけできたらと思います。ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。川又委員、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○川又委員 お子さんに対してのアンケートというのは、非常にいいことだなと思いました。学区ごとで分けている情報を見ていると、やはり大人の視点ばかりが見えるなという感じが非常にしたので、お子さんの意見とかが入ってくると、また変わったものが出てくるのだろうなと思っております。

我々商工会としても、調布市内、全体的に活動しておりますので、何かしらの御協力とかもできれば、そういう案も商工会のほうにも上げたいなと思いますので、ぜひ、もっともったいいものができればいいなと思います。ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。よろしいですか。どうぞ。

○寺田担当課長 本日皆様からいただいた御意見につきましては、どのように載せていくかというのは、またちょっと御相談させていただく形になると思うのですけれども、まずは視点として取り入れさせていただきまして、検討させていただいて、また細かい内容については、できれば随時、確認を取りながら、今後も進めていきたいと思っていますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○後藤会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私、1つだけ発言させていただきたいのですけれども、視点6で、夜間景観というのを新たに加えると。これは背景としては、東京都が、東京オリンピックを機に夜間景観というのを1つ大きなテーマに掲げたということがあるのだと思うのです。

もちろん調布の場合も、にぎわいと住宅地の防犯性能の向上ということがテーマとしてあると思うのだけれども、もう一つ、やはり調布らしさでいうと、夕焼け景観みたいな、真っ暗になってしまう前の景観が結構重要で、それこそ、京王線が地下化になる前に、みんな都心から戻ってきて駅に降り立つと、目の前に夕焼けが見えるというような、そういう思い出を語られる方が多くて、それがほっとする暮らしが見えるというフレーズにつながっていったと記憶していますので、幾つか夕焼け景観ポイントみたいなものをみんなで共有するとか、それこそ、子どもはカラスと一緒に帰りましょうではないけれども、何かそういうことが原風景として心に刻まれるといいなと思うので、昼間の景観と夜の景観だけではなくて、ぜひ夕焼けというのでも取り組んでいただけるといいかなと思いました。

ほかに、よろしいでしょうか。どうぞ。

○**椎原委員** 第10章に重要な景観資源等の指定の方針ということで、景観法にはいろいろなことができる仕組みがあって、景観重要樹木、景観重要建造物、景観重要公共施設も入っていたのですけれども、今度の改定でこれが入ってくるということで、指定の仕方等もやり方が決まるということで、これからそうしたものも市民の皆さんと共有していただけることになるのだと思います。

もちろん、文化財に指定されているとか保護樹木に指定されているとか、そういった分かりやすい基準もあるのですけれども、市民に広く愛され親しまれているとか、地域の良い景観の形成の規範になるとか、歴史や文化を伝えるというところは、誰がそう言っているのかというのはまだ明らかになっていないわけなので、こうしたところにも小・中学生の声とか、あるいは小学校単位の声とか、地域の愛着といたら全市的に取ると有名なところに集まってしまうので、小学校区単位で聞いてみるとか、この辺りの選定方法にも工夫を加えていただければ、より身近な大事なものが浮かび上がってくるかなと思います。

あとは、今回の改定には直接は関わらないかもしれないですけども、景観法でいいますと、景観行政団体は市なのですけれども、景観整備機構ですとか、そうした景観形成をつくっていく団体を指定して、その活動を応援するという仕組みもございます。

今の市民検討会もそうなのかもしれないですけども、自発的につくる、花いっぱい運動やっというような地元団体の方とか、もちろん調布まちづくりの会さんとか、そうした景観形成を自ら音頭を取ってやっていただけるような団体さんをそうした団体に指定して、将来的には景観地区をつくるというような動きにもつながっていきえるようになると良いのかなと思います。

どこかに、そうした景観形成主体の育成みたいなところが盛り込まれると、次の一步にまたつながっていくのかなと思いますので、ちょっと御検討いただければと思います。

○寺田担当課長 参考にさせていただきたいと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。確かに、そうした住民組織をきちんと位置づけていくという時期に来ているのではないかなという気はしますので、その辺りもアンテナを感度よく張っていただいて、頑張っているところを支援していくということも、ぜひお考えいただければと思います。ほかによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。以上で御用意いただいた2つの議事を終了したいと思います。

そのほかになれば、事務局にお返ししたいと思いますが、何か連絡事項はございますでしょうか。

○事務局（吉池課長補佐） 幾つか連絡させていただきます。

本日、景観計画について御意見を様々いただきましたが、この後、また追加ですとか、今日お話しいただけなかった点がございましたら、追加で御意見いただければと思っております。できましたら7月18日金曜日までに、メールなど形は何でも構いませんので、御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、次回の景観審議会でございますが、10月下旬から11月上旬で予定をしております。日程が確定しましたら、改めて御連絡させていただきます。

最後になりますが、卓上の資料のうち、景観計画、都市計画マスタープランなどの冊子については、机上にそのまま置いていただけるようお願いいたします。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。皆様におかれましては、議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の議事録について、署名委員を輪番制で指名しておりますが、今回の署名委員は石川委員にお願いさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして令和7年度第1回調布市景観審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

——了——